相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市中区本牧元町二八五番地一、最後の住所横浜市中区本牧原六番二号本牧ホーム　被相続人　亡　森田喜代子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月三十一日

横浜市中区山下町六一番地一横浜山下ビル三階

相続財産管理人　弁護士　大久保　博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市中区千代崎町三丁目七二番地、最後の住所横浜市中区千代崎町三丁目七二番地　被相続人　亡　久保　宏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月三十一日

事務所横浜市中区南仲通三丁目三五番地　横浜エクセレントⅢ九階

相続財産管理人　弁護士　中村真由美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県甲府市中小河原町一六一番地三、最後の住所山梨県南アルプス市あやめが丘一九三一番地五六　被相続人　亡　青野　泉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月三十一日

山梨県甲府市中央一丁目一番一八号柳町法律事務所

相続財産管理人　弁護士　深澤　勲

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県佐久市御馬寄一五三番地二号、最後の住所長野県佐久市塩名田三九三番地一　被相続人　亡　山浦　光弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月三十一日

長野県長野市大字栗田一〇一〇―一

相続財産管理人　弁護士　谷尻　和宣

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県一宮市東五城字東備前一番地、最後の住所静岡県浜松市中区佐鳴台五丁目一六番三―二〇二号ル・シェモア佐鳴台　被相続人　亡　田中　裕也

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月三十一日

名古屋市中区丸の内一丁目四番一二号アレックスビル八階大野法律事務所

相続財産管理人　弁護士　林　優

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府京都市中京区壬生西大竹町五七番地、最後の住所三重県鈴鹿市東磯山三丁目一七番六号　被相続人　亡　生田はま子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月三十一日

三重県四日市市鵜の森一丁目七番一〇号ＳＡＹビル二階　四日市法律事務所

相続財産管理人　弁護士　奥谷　浩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県海津市南濃町志津一一九六番地二、最後の住所三重県桑名市内堀五五番地　被相続人　亡　髙木　進

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月三十一日

事務所三重県桑名市内堀五五番地

相続財産管理人　乾　由美子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市淀川区東三国三丁目九番、最後の住所大阪市淀川区東三国三丁目九番二一―八二〇号　被相続人　亡　坪井　博之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月三十一日

大阪市北区西天満五丁目一番三号南森町パークビル九階

相続財産管理人　宮岡　恒子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府岸和田市荒木町二丁目一六八番地、最後の住所大阪府岸和田市荒木町二丁目二二番三―五〇五号　被相続人　亡　辻坂登美夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月三十一日

大阪府大阪市北区西天満二丁目二番三―Ａ〇九号　相続財産管理人　岸田　好美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県徳島市庄町三丁目五二番地、最後の住所徳島県徳島市名東町一丁目三〇三番地の五　被相続人　亡　川添　博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月三十一日

徳島市昭和町一丁目一一番地　徳島ビル五階　いのうち法律事務所

相続財産管理人　弁護士　井内　秀典

第14期決算公告　平成29年12月19日

名古屋市中村区名駅南一丁目15番21号

株式会社ユーオーエス

代表取締役　入船　裕治

貸借対照表の要旨（平成29年９月30日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	2,063
	固定資産	33
	合計	2,097
負債及び純資産の部	流動負債	424
	賞与引当金	0
	その他	424
	株主資本	1,673
	資本金	50
	利益剰余金	1,623
	利益準備金	12
	その他利益剰余金	1,610
	（うち当期純利益）	(21)
	合計	2,097

第50期決算公告

平成30年1月31日

静岡市駿河区津島町11番25号

株式会社やまがた

代表取締役　山形　純

貸借対照表の要旨

（平成29年10月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	102,852
	固定資産	242,643
	合計	345,495
負債及び純資産の部	流動負債	4,774
	固定負債	5,430
	株主資本	335,290
	資本金	46,000
	利益剰余金	289,290
	利益準備金	4,500
	その他利益剰余金	284,790
	（うち当期純利益）	(4,625)
	合計	345,495

第3期決算公告

平成30年1月31日

東京都品川区上大崎二丁目13番30号

株式会社SynaBiz

代表取締役　武永　修一

貸借対照表の要旨（平成29年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	800,497
	固定資産	366,237
	資産合計	1,166,734
負債及び純資産の部	流動負債	242,247
	株主資本	924,486
	資本金	25,000
	資本剰余金	784,236
	資本準備金	20,000
	その他資本剰余金	764,236
	利益剰余金	115,249
	その他利益剰余金	115,249
	（うち当期純利益）	(164,921)
	負債・純資産合計	1,166,734